信頼される生活保護制度の確立を求める意見書

生活保護基準のうち日常生活費の基準となる生活扶助基準は、平成25年から平成27年までにかけて、最大10％、平均6.5％引き下げられた（以下、「本件引下げ」という。）。

本件引下げに対し、富山県をはじめ全国29都道府県で最大1,027名の原告が取消等を求めて提訴したところ、最高裁判所は、令和７年６月27日、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法第３条及び第８条第２項に違反し違法であるとして、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

平成25年から平成27年までの高齢者、障がい・傷病者等数百万人の生活保護利用者（黒部市の生活保護利用者を含む）は、10年以上にわたって、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法第25条第１項）と個人の尊厳（憲法第13条）を侵害され続けている。また、この間、多くの原告等が被害回復をみることなく訴訟中に死亡するなどしており、被害回復は喫緊の課題となっている。

これに対し、国は、令和７年11月21日、被害全額の回復を行わず、一部の回復に留める対応策を示した。しかし、このような対応策は、「法の支配」、「三権分立」を瓦解させることにつながりかねない。

よって、国会及び政府におかれては、前記対応策を撤回し、該当するすべての生活保護利用者に対する全面的な被害回復措置を直ちに実施するとともに、徹底した再発防止策を講じ、信頼される生活保護制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年３月25日

富山県黒部市議会